

高速船の電気設備に関する事項

改正規則等

高速船規則

高速船規則検査要領

改正事項

高速船の電気設備に関する事項

改正理由

高速船の電気設備に関する規則においては、高速船特有の場合を除いて一般的な要件は鋼船規則 H 編等に準拠し規定されているが、高速船の一部の電気設備要件において、鋼船規則 H 編等との規定の不整合が生じている。

今般、鋼船規則 H 編等との不整合を解消するために関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 電圧総合波形ひずみ率の要件を追加した。
- (2) 配電盤の母線等について、温度上昇の影響を考慮し本会が適当と認めた場合、45℃を超える温度上昇値を認める旨の要件を追加した。
- (3) 船内試験における電気機器設備の絶縁抵抗値の規定を、定格電圧を基準とする規定に改めた。
- (4) 航海灯が故障により点灯しない場合には、航海灯表示器上に可視可聴警報が発せられなければならない旨を規定した。
- (5) 自動車運搬船の車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に装備される電気機器として、安全増防爆形構造等の防爆構造を持つ電気機器が使用できる旨を規定した。